

第1章 自然環境の保全

第一章 自然環境の保全

第一節 環境条例の制定

本村は、那賀川の最上流部に位置し、奥深い森林が豊かな水源を守り、「緑と清流の里」にふさわしい自然環境を形成している。

ところが、戦後の復興と経済成長の過程で進められた自然林の大規模な伐採と開発、また台風等の自然災害により、山腹崩壊や土石流が誘発され、災害現場は往時の景観を全くとどめていない。また、過疎化と高齢化、林業不況等に伴い、山地や農用地の荒廃が進み、農薬や肥料、合成洗剤の使用、水洗便所の増加等によって河川の水質に影響があらわれている。

このような状況に加え、細川内ダム建設計画によって、本村の「命」とも言える自然環境と景観が最大の危機を迎えようとしていた。これに対し、村は平成六年十二月、全国で初めての



緑と清流（那賀川上流）

試みともいわれる環境基本条例とダム建設阻止条例を制定し、村民の環境権を保障することとした。
以下にその条例(全文)を掲載する。

1 木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例

豊かで広大な森林とこれに源を発する那賀川の清流は、村のすべての生命の源である。我々村民は、この緑と清流に幼い頃から親しみ、この自然環境とともに育ち、生活している。しかるに近年の経済社会の変化の中で、このふるさとの自然が次々と壊されようとしている。

環境は無限ではない。我々村民は、美しい自然に恵まれた村の環境を誇りに思うとともに、今こそ森や川の持つ自然の生態系としての意義を認識し、人と自然が共生している村の豊かな環境が、現在及び将来の世代のあらゆる人々のために継承されるよう努めなければならない。

ここに我々村民は、豊かな自然環境に恵まれた村が将来にわたって持続し発展していくことを目指すとともに、ふるさとの緑と清流を守るため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は緑と清流に恵まれた村の良好な環境の確保に関する施策の基本的な事項を定め、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「良好な環境」には、村民が親しみ培ってきた森林、溪谷等の自然景観及び郷土景観を含む。

2 この条例において「環境の負荷」とは、人の活動により環境に加えられた影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、及び川床の堆砂によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生活環境を含む。以下同じ)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、村民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承できるように適正に行わなければならない。

2 環境の保全とは、人と自然が共生し、緑と清流に恵まれた村の良好な環境を維持するため、事業活動その他の活動による環境の保全上の支障が未然に防がれることを目的として、行われなければならない。

3 環境の保全は、村の良好な環境を保全することが地球環境の保全に寄与することを旨として、行われなければならない。

(環境権)

第四条 すべての村民は、その生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適な生活を営むための良好な環境を享受する権利を有する。

(村の責務)

第五条 村は、村の良好な環境を確保し、村民の健康で安全かつ快適な生活を実現するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、村が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。

(村民の責務)

第七条 村民は、良好な環境の保全に関する認識を深め、その日常的に伴う環境への負荷の低減その他の環境保全に自ら努めなければならない。

2 村民は、村が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。

(村を訪れた者の責務)

第八条 観光客その他の村を訪れた者は、みだりに河川等に廃棄物を捨て、または放置して、村の良好な環境を損なってはならない。

(法制上及び財政上の措置)

第九条 村は、良好な環境を保全するために必要な法制上又は財政上の措置を講じなければならない。

第二章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第十条 村長は、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木頭村環境基本計画(以下「基本計画」という)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(一) 環境の保全に関する目標

(二) 環境の保全に関する施策の方向

(三) 環境の保全に関する配慮の指針

(四) 前三号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 村長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ村民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 村長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ木頭村環境審議会の意見を聞かなければならない。

5 村長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境審議会)

第十一条 村長の付属機関として、木頭村環境審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(一) 環境基本計画に関し、前条第四項に規定する事項を処理すること

(二) 環境基準に関し、第十二条第二項に規定する事項を処理すること

(三) 村長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること

(四) 前三号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、委員十人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、環境の保全に関して優れた識見を有する者の内から、村長が任命する。

6 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 7 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 環境基準等

(環境基準)

- 第十二条 村長は、自然環境を保全するために維持することが望ましい環境基準を定めることができる。
- 2 村長は、前項の環境基準を定めるに当たっては、環境審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 村長は、第一項の環境基準を定めるときは、告示しなければならぬ。
- 4 前二項の規定は、第一項の環境基準の変更又は廃止について準用する。

(環境影響評価)

- 第十三条 村の環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者は、別に条例で定めるところにより、あらかじめ複数の事業計画を用意した上で、その環境に及ぼす影響の内容及び程度を個別に評価し、並びにこれらを相互に比較検討しなければならぬ。
- 2 前項の評価及び比較検討(事項において「環境影響評価」という)に際しては、当該事業の環境に及ぼす影響に関する情報が村民に対し十分に提供されるときにも、村民の意見を述べる機会が保障されなければならない。
- 3 環境影響評価が適正に行われるときにも、これに係る事業計画を逸脱した事業が行われることのないよう、必要な指導及び監督が行われなければならない。
- (特定施設等についての措置)
- 第十四条 村は、村民の環境権の享受に著しい影響を及ぼすおそれのある特定の施設、事業等に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施)

第十五条 村長は、環境保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境保全に関する事項について、情報の収集並びに科学的な調査及び研究の実施に努めなければならない。

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 木頭村ダム建設阻止条例

国や徳島県は木頭村に細川内ダムという巨大ダムを建設しようとしている。しかし村はこの計画が明るみに出て以来、今日まで二十年以上の間その建設に反対してきた。それはダムの建設が、美しい那賀川の清流とその源である豊かで広大な森林を失わせるだけでなく、ダムの堆砂等により水害の危険を増大させ、村民の安全で快適な生活をおびやかすからである。またダムはごく近い将来、堆砂等によりその役目を果たすことができなくなり、それはもはやコンクリートの塊としての廃棄物そのものとなる。そしてなによりも、ダムの建設が、これまで自然とともに暮らしてきたわれわれ村民の生き方を変え、それが過疎化を進行させて村を衰退させることは、わが国での多くの実例がはっきりと示しているとおりである。

村に巨大ダムはいらない。村は、将来の村民のためにも、これからも美しい森と清流と共に生きていくことを自治権の主体として選択する。ここに村は、ダムなしで村の持続的発展を図ることがわれわれ最善の途であることを宣言し、ダム建設阻止のための方策をすすめるため、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、村におけるダムの建設の阻止に関し必要な事項を定めることにより、村の良好な環境を保全するとともに、自然と共生した村の持続的発展に資することを目的とする。

(村の責務)

第二条 村は、ダムの建設が村の良好な環境を破壊し、かつ、村の過疎化を進行させるものであることにかんがみ、その建設を阻止するための諸施策を講ずるものとする。

(ダム建設の届出)

第三条 村の地域内においてダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため設置されるダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが一五メートル以上のものをいう。以下同じ）を建設しようとする者（以下「事業予定者」という）は、規則で定めるところにより、当該ダムに係る建設目的、建設計画、規模、構造その他規則で定める事項に関する資料を添付した上で、村長に対し届け出なければならない。

(ダム建設に関する調査)

第四条 村長は、前条の届出があったときは、ダム建設影響評価審議会に対し、当該届出に係るダムの建設により村に生ずる自然的又は社会的影響、及び当該ダムの必要性に関する事項の調査及び審議を諮問しなければならない。

(ダム建設についての中止勧告)

第五条 村長は、前条の調査の結果に基づき、事業予定者に対し、当該ダムの建設の目的に係る治水又は利水についての代替案を示した上で、ダムの建設の中止を勧告することができる。

2 村長は、事業予定者が第三条の届出をせず又は前項の勧告に従わなかったときは、その旨及び経緯を公表することがができる。

(ダム建設関連予定地域の指定)

第六条 村長は、ダムを建設するために事業予定者が買い取ることが予想される土地を含む地域を、ダム建設関連予定地域として指定することができる。

(土地譲渡の届出)

第七条 ダム建設関連予定地域内の土地の所有者は、当該土地を譲渡しようとするときは、村長に届け出なければならない。

(譲受人のあつせん)

第八条 村長は、前条の届出があった場合において、特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該届出をした者に対し、譲受人をあつせんすることができる。

(用地交渉の委任)

第九条 村は、規則で定めるところにより、ダム建設関連予定地域の土地の所有者の委任を受けて、事業予定者によるダム建設に係る用地の取得に関する一切の事項について、事業予定者との交渉を行うことができる。

(ダム建設影響評価審議会)

第十条 村長の諮問機関としてダム建設影響評価審議会（以下「審議会」という）を設置する。

2 審議会は、第四条の規定による調査及び審議を行うほか、ダムの建設により当該ダムの存する市町村に生じた自然的又は社会的影響について、全国的な調査並びにダムの建設以外の方法による治水、利水及び地域振興に関する研究を行い、村長に対し提言を行うものとする。

3 審議会は委員一〇人以内で組織する。

4 審議会の委員は、学識経験者、村民及び当該ダムの建設目的に関連する市町村の住民のうちから村長が任命す

る。

5 審議会の委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、意見又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(ダムなしの村づくり地域振興計画)

第十一条 村は、ダムの建設以外の方法による村の発展を図るため、他に条例で定めるところにより、村づくり地域振興計画を定めるものとする。

(ダムの建設の影響についての知識の普及等)

第十二条 村は、ダムの建設を阻止することの必要性について村民その他の者の理解を深めるため、シンポジウムの開催、広報活動等を通じて、ダムの建設が引き起こす自然的又は社会的影響に関する知識の普及、及び情報の提供に努めなければならない。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第二節 道路網の整備

那賀川の最上流に位置する木頭村にとって、道路網の整備はいつの時代も村づくりの重要な課題であった。特に村外へ通ずる幹線道路は最重要課題で、「村づくりは道づくりから」として取り組んできた。現在本村の幹線道路は村を東西に貫く国道一九五号線である。昭和二十八年県営林道から昇格したが、当初は「二級国道高知木頭徳島線」と称した。本路線のほぼ中央に位置する木頭村にとって、この名称は村の存在を高める上で大いに効果が上がった。本村の県道は小見野々ダム建設の際の付け替え道路で、大字助海川口の国道から上那賀町との境界までわずか一〇八七メートルである。本村の県道はこれ一線である。

本村の道路網は、国道一九五号線を軸として、ほぼ南北に枝分かれした村道及び農林道等が幾線も延びている。さらにその村道、農林道を幹線として、数多くの支線が上流まで延びている。まさに広い巨大な葉脈をみるようである。これは村内隅々まで、良好な林相を示す豊かな森林資源が存在する結果といえる。村外へ通ずる路線は、林道など六路線が開設されている。

なお、農道については、第四編第一章農業で記述しているので参照されたい。

1 国道

ここでは昭和三十六年以降の国道一九五号線の主要改良について記述しておく。

昭和三十七年四月、高知県・徳島県待望の四ツ足峠トンネル起工式が行われ、昭和三十九年十一月に総工費約六億



改良前の国道195号（折宇・石畳 昭和57年）

一五〇〇万円により完成、開通した。全長一八五七メートル、幅員五・五メートルで全国で第四位、世界で第一〇位の長さであった。当時の開通祝賀式の様子は『徳島新聞』によると次のように報じている。

昭和三十九年十一月二十三日（祝日）物部村別府の高知県側入口に南建設省第二国道係長はじめ、本県側から武市一夫副知事、森下元晴国会議員ら約二〇〇人、高知県側から瀧淵知事、寺尾豊国会議員ら約三〇〇人、さらに木頭、物部両村民や手に手に旗を持った別府小中学生約七〇〇人が集まった。午前十一時、トンネル入口で式典を行い、テープカットの後知事、副知事の車を先頭に百数十台による通り初めが行われた。本県側入口にも地元民約二〇〇人が待ち受け、ここでもテープにはさみを入れ、鳩を飛ばして開通を祝った。この後北川、和無田小学校の児童の鼓笛隊や地元の人たちの歓迎の中、北川中学校において十二時三十分から祝賀式典を挙行した。式典終了後、期成同盟会の主催により、同中学校で餅投げ・祝賀会が盛大に行われ

た。また、村に現存する記録によると餅投げ・祝賀会は、各校区ごとに全戸を招待して北川中学校ほか折宇小学校、和無田小学校、助小学校でも同時に行われ、合計餅米三石六斗、清酒一石六斗六升八合が使用された。また、各戸に記念のタオル、幼稚園児以上中学生まで紅白饅頭が配付され、全村あげて祝賀行事が実施された。

このトンネルの開通により、木頭村は新しい時代を迎えることとなった。徳島県のさいはての地であった村が、徳島市と高知市との中間点に位置することになり、国道高知木頭徳島線における交通上の重要な地点となったのである。そして、産業、経済、文化等あらゆる面において高知県側との交流が可能になり、その振興が図られ、日常生活

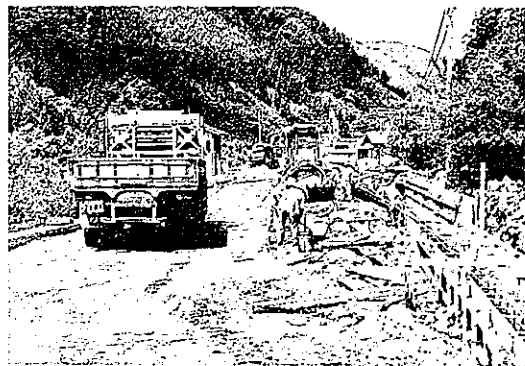
が向上することになった。

次に昭和四十一年に小見野々トンネル（全長二五四・五メートル）が工事費約二四〇〇万円で完成した。このトンネルは小見野々ダム工事に伴い、水没道路の付替えにより新設されたトンネルだった。また助一号橋から六号橋、蟬谷橋も同様に昭和四十一年から翌年にかけて付け替えられた。続いて、昭和四十四年十月に西宇トンネルの起工式が行われ、昭和四十六年十一月には全長五八七メートル、幅員八メートル、総工費約五億円で完成し、同トンネルと上那賀町の桜谷トンネルの開通式が同時に行われた。西宇トンネルの開通により、約一五〇〇メートルが短縮され、安全に通行できるようになった。それまで通行していた西宇坂トンネルは、昭和

七年八月に出来たトンネルであり、幅員が二・五メートルと狭いうえ、取り合道路が曲折しており、冬期は再三路面が凍結し、交通事故も度々発生していた。この西宇トンネルの工事に関連して、その土捨場として、和無田字イワツシ地先の原野が埋立てられ、約三〇〇〇坪の土地が造成されたのだった。

昭和四十六年三月、折宇に工事費約一億一〇〇〇万円で長さ一四四メートル、幅員六・七五メートルの合成ケタ橋が完成し、「木頭大橋」と名付けられた。この地点は那賀川が左岸の山へ湾曲して入り込み、その上に約三・五メートルの道路が付けられていて、対向もままならない難所であったが、架設により解消された。

昭和四十九年十月には、昭和四十八年度から工事が進められていた助の九文名トンネル（延長二五七メートル、幅員八・四メートル）と九文名橋（延



拡張工事中の国道195号（昭和53年ごろ・折宇）

第二章 ダム反対の第一幕と出直し選挙

紆余曲折しながら小さく渦巻いていたダム建設推進と反対の動きが、昭和四十九年になって本格化する動きを見せた。とりわけ細川内ダム対策同志会に見られた反対運動が、さらに具体的な運動と広がりを持ち始めたのである。

発端は、昭和四十九年一月二十三日に開かれた細川内ダム対策同志会の総会だった。木頭村榎谷公民館で会員約七



折宇・棚谷集落

○人が集まり、建設絶対反対の再確認、建設阻止のための測量員の立ち入りホイコット、署名集め、自然保護団体との連帯の強化などの運動方針を決め、場合によっては村内のデモ行進や県への抗議行動など、粘り強い反対闘争を行うことを申し合わせた。

同年八月十八日、対策同志会の会員ら約一〇〇人の住民が折宇地区集会所に集まり、車三〇台に分乗して、北川地区まで行進し、和無田地区から役場までの約一キロ間は徒歩でデモ行進した。正午過ぎからは役場で榊野誠村長、福井貫一村議会議長らに会い、抗議文を手渡した。村長は「村も建設に必ずしも賛成しているわけではない。ダム建設が村民にプラスかマイナスかわからない段階だから、関係者の了解が得られるなら調査は必要であると思う」と答え、両者は物別れに終わっている。

一方、九月には、ダム建設で水没が予想される同村平野、棚谷口、石畳、拜ノ久地区の二二戸の住民による細川内ダム対策研究会（中山久良会長・会員四四人）が結成された。設立の趣旨は、「ダムが中止になるわけでもなく、将来の不安が募るので、先進地視察などを行い、建設中、建設後の生活設計などを調査研究する」といったものだった。対策同志会とは違う住民組織が誕生したのである。

これと時を同じくして、議会の新たな動きもあった。昭和四十九年十月一日に開かれた木頭村議会九月定例会でダム建設計画を含む木頭村総合開発基本構想が上程され、可決された。また同じ議会にダム反対の住民から一一二〇人の署名を添えて、ダム建設をしない決議を求めた請願書が提出されていた。しかし請願書は開発委員会で継続審議とされただけだった。議会のこの決定が原因となって住民の反対運動は激化することとなった。

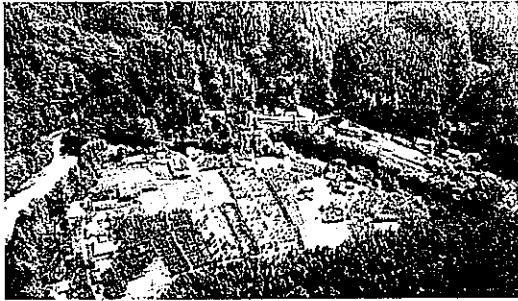
十一月三日午後には、細川内ダム反対同志会連合会（岡田争助会長※細川内ダム対策同志会ほか西宇、南宇、和無田、出原、川切など村内各地域に次々誕生したダム反対住民組織を連合し、昭和四十九年九月結成）が木頭村出原の那賀高校木頭分校でダム反対総決起大会を開いた。同大会には鉢巻き姿の各地区の反対同志会員らを中心に約三五〇人が集まり、「住民の声を無視して細川内ダム建設を含む村の長期総合開発基本構想を承認した議会を解散させる運動を始めよう」との大会決議を採択した。

続く十一月六日には、細川内ダム反対同志会連合会の会員ら七十七人が総決起大会の決議に基づき、村選管に村議会解散請求書を提出し、村選管では申請人の資格審査をしようとして、告示、署名運動に必要な代表者証明書の交付準備に入っている。

十一月十二日、選挙管理委員会は村議会の解散請求に応じて、請求人の資格審査を行い、四七人に請求代表者証明書の交付をするとともに告示した。並行して、木頭村内は、議会のリコールを成立させようとする細川内ダムに反対するメンバー、リコールを阻止しようとする村議の有志らがそれぞれ宣伝カーを繰り出し、マイク合戦やビラ撒き合戦を繰り広げ、静かな村内は騒然とした動きが始まった。

十二月六日、前日にリコールに必要な村内全有権者数一九六六人の三分の一に当たる六五六人以上の七〇三人の署名が集まったのを受け、細川内ダム反対同志会連合会の四人が村役場を訪れ、署名簿と共に解散請求書を橋本實選管委員長に提出した。

住民から解散請求を受けた村議会は、昭和四十九年十二月二十四日、一二人の全議員が出席した本会議で、九月議会に提出され継続審議としていたダム建設反対の



西宇・平野集落

請願書の取り扱いについて、ダム対策協議会（仮称）を設け、継続審議することを決定した。次いで議員提案により、「村開発基本構想の廃止案」が出され、賛成多数で廃止し、ダム建設を含む基本構想は白紙に戻った。この直後、議会解散の緊急動議が出され、満場一致で解散した。

出直し選挙は、村選挙管理委員会告示により昭和五十年一月二十六日と決定した。定数二人に一人（前一〇人、元一人、新五人）が立候補、うちダム反対を掲げたのは七人だった。短期決戦を余儀なくされ、争点の目玉だったダム問題や村行政についての論争を展開する十分な余裕のないまま選挙戦は終了、前議員八人、元議員一人、新人三人が当選した。ダム反対同志会から四人（内一人は前議員）という結果であった。

第三章 迷走するダム建設計画

選挙後の昭和五十年七月二十五日、村が村議会の要請を受け、各集落より一人の選考委員を選任し、選考委員会において選ばれた三七人によって構成するダム対策協議会が発足した。協議会は会長に藤田春吉、副会長に高石康夫を選び、八月三十一日の第二回の協議会で七人の運営委員を選任した。

九月二十三日の第三回協議会では、細川内ダム調査事務所長に対して建設省側の意向を質している。同所長は、

(一) ダム建設位置は下流案としたい

(二) 昭和五十年分調査費として一億二〇〇〇万円が予算化されている

(三) 建設予定地の地質調査のほか出原付近に自己測水所を設ける

ことなどを明らかにした。

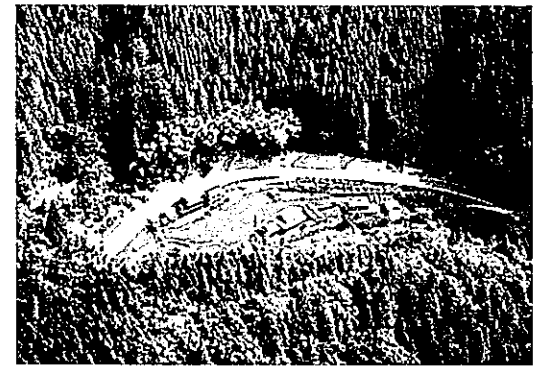
また榎野村長からは、協議会に対して、次の五項目についての諮問が提出され、答申を求めた。

- (一) ダム問題をどう受け止めるか
- (二) 村のおかれている立場をどう考えるか
- (三) ダム建設を村の振興にどのように役立てるか
- (四) 水没集落及び残存集落の生活再建と整備のあり方について
- (五) ダム建設計画を明確にさせることについて

この日、協議会委員からは、堆積砂による被害対策、濁水対策、観光資源になるかなどの厳しい質問や批判が相次いだ。

以降合計十一回の協議会を開催しているが、この間村内では昭和四十九年七月の台風八号以来、既存のダム上流の堆砂によって、助、出原地区で浸水被害の恐れが出てきた。さらに加えて五十一年九月に台風一七号が襲来、北川平地区で犠牲者が出るなど村は大きな被害を受けた。そのため、村民の意識と同様に協議会や村議会内でもダムより災害復旧対策や堆積土砂除去の取り組みが先決だという声が高まっていた。そこで、昭和五十一年十一月、ダム対策協議会では運営委員会を開催し、先に村長より出されていた諮問に対する答申原案を作成、同月二十七日開催の協議会において意見を決定、以下のように村長に答申している。

「本会は、延べ十一回にわたる協議の結果、建設省ならびに県から申し入れのあった細川内ダム調査申し入れについては、これを拒否すべきであるとの結論に達しました。よって、昭和五十年九月二十三日付けで村長から諮問のあった各頂



折宇・石畳集落

目については、省略します」

一方、村議会でも全員協議会を開催し、ダム問題について検討を重ねた結果、「先の下流案協力申し入れを撤回し、調査拒否」の決定をしていたが、このダム対策協議会の「調査拒否」答申を受け、村議会の正・副議長が建設省の優先機関と県に十一月二十九日にその旨を申し入れることにした。十二月二十日開催の村議会定例会では、わずか一票の差とはいえ、ダム反対の決議を行った。木頭村が事実上、ダム建設反対の態度を明確に打ち出したことになる。そしてこのころからダムのことをあえて口にする人も少なくなり、災害復旧、堆積土砂対策に村をあげて取り組むようになった。同時に細川内ダム反対同志会連合会やこの会に属する各地区の反対同志会の活動も休止の状態となっていた。

第四章 こう着状態へ新たな動き

いったん沈静化していたかに見えたダム問題は、昭和五十八年七月二十五日になって、改めて三木申三県知事によるダム建設への協力を求める形で再浮上してきた。同日夕刻、知事は木頭村を訪ね、国の直轄事業であるダム建設へ関係者の協力を要請した。村議会のダム反対決議でこれまで一〇年近く現地調査に入れない現状を打開する狙いがあった。

前年に災害復旧事業が一段落したことを受け、木頭村におけるダム建設の事態解決が表面化し、六月県議会で板東荘次県議が早期着工を求めたことに對し、知事は治水・利水の両面からダムの必要性を強調し、議会終了後できるだけ早い機会に村に出かけて地元代表と話し合うと約束していた。

しかし、進展はなく、村議会は昭和六十二年十二月定例会で昭和五十四年に続き、再び「細川内ダム調査事務所撤去要求決議案」を可決するなど依然としてこう着状態は続いていた。

時代は平成に移り、二年三月二日、県は三木申三知事、ダム建設推進部長の小板副知事、市原四郎土木部長らが公式に木頭村を訪れ、走川輝一村長・久米登議長らにダム建設への協力を要請した。こう着した現状に話し合いの糸口を模索したが、村は建設反対の議決を楯に従来の反対姿勢を崩さなかった。

翌日、県は見返りの周辺設備策定作業を本格化し、村が交渉のテーブルに着けば、周辺対策のたたき台として提出する意向を示した。十二日の定例記者会見では知事ができるだけ早く地元と具体的な交渉に入りたい考えであること重ねて示した。三月十九日再開の村議会三月定例会でダム問題に質問が集中、走川村長は「議会の議決が厳然と生きており、私の考えも以前と変わっていない」と述べ、村の反対姿勢は一貫していた。

翌年三月二十五日の村議会でも、ダム建設計画の白紙撤回を求め、ダム建設に対する村の意向に変化はないと再び議決している。

平成三年春からほぼ一年間、動きのない状態が続いたが、平成四年初頭から新たな事態打開の動きが再び台頭してきた。

まず、平成四年一月下旬に開かれた県南総合開発議員懇話会。小松島市以南（二市一三町二村）の県議、市町村長、同議会議長、県幹部などが県南地域振興策などの話し合いで細川内ダム建設促進に向けた何らかの行動を取ることを表明した。次いで、二月十七日、徳島経済同友会が県議会へ、「細川内ダム建設事業の促進」の陳情を行っている。

三月七日には、社会党県議四人、岡五郎河川課長ら県職員五人が木頭村を訪れ、ダム建設予定地を視察して、村民との懇談会を開き、村民の意見を聴いた。



木頭村役場に設置された垂れ幕（平成5年）

八月には県と建設省による木頭村振興計画（素案）説明会が、村長が全く関知しない村を無視した状況で開かれた。八月末から三回に分けて行われたもので、約二〇人の村民に対し、国道一九五号の付け替え、黒野田地区の農用地開発や児童公園の建設、出原地区での祭り広場の建設などについて説明を行っている。

十月には建設省によって村や地元住民と事前の協議もないまま、調査用資材運搬に用いるモノレールを西宇の里道に設置していることが判明、地元住民らの抗議で撤去されたこともあった。

十二月十日、県議会土木委員会は、徳島経済同友会から提出されていた「細川内ダム建設事業の促進」の陳情を採択、十七日開かれた十二月県議会においても賛成多数で同陳情を採択した。

るなどに対応している。

一方、木頭村内部にも新たな波紋が発生している。平成五年一月七日、村民でつくる細川内ダム反対同志会（会長 南山利夫会員約七〇人）によって、高石利一議員（前議長）ら村議五人の解職を請求する申請書類が村選挙管理委員会に提出された。理由は高石利一前議長には、「議長時代にダム建設計画白紙撤回要求決議を一年半も県や建設省に提出しなかったため」、他の四村議には、「高石議長不信任案に賛成せず、ダム反対の公約に違反した」などとしている。

リコール対象の五村議は集まった署名の大部分が代筆などとして、異議を申し立てたが、有効署名数が解職請求に必要な有権者総数の三分の一を大きく上回っていた。そのため住民投票が行われることが濃厚となっていたが、三月から四月にかけて五議員とも辞表を提出、辞職したためリコールは自動的に失効した。木頭村議会内での対立と混乱が続き、走川輝一村長は平成五年三月辞表を提出した。

平成五年三月二十八日、こうした村議会内部の混乱に対して、那賀川の清流は自分たちの手で守るとする住民運動が活発化し、「那賀川を守る会」（高石康夫会長）が結成された。この会では、環境保護団体や釣りクラブとの連携を求め、走川輝を加え、那賀川流域全体に及ぶ運動の準備が進められ、「ダム計画反対」を全国に発信した結果、後に五〇〇〇人を超える会員の組織へ拡大している。

こう着した状態は村内外での動きによって、新たな展開へと移っていった。

第五章 地方自治権を巡る闘い

平成五年四月十三日に告示された木頭村長選挙で「ダム計画の白紙撤回」を第一の公約に掲げた藤田恵が無投票で新たな村長に選ばれた。同時に議会議員補欠選挙で選ばれた一村議（無投票当選）と五月二十三日の補欠選挙で当選した四村議の登場で木頭村は新たな船出となった。

四月二十七日、藤田村長は当選後初の臨時議会で、ダム反対対策費一〇〇〇万円を計上した補正予算案を提出し、承認された。六月には、木頭村議会が「細川内ダム建設阻止対策特別委員会」を設置した。同年八月から九月にかけて村主催で村内八か所においてダム問題地域座談会を実施、また、九月にはダム対策室の設置、ダム反対署名運動の開

始等藤田村長が強いリーダーシップを発揮し、村あげて反対運動に取り組み体制を整えていった。

九月十六日、藤田恵村長、久米登議長、村議八人（ダム対策特別委員）等一二人が建設省を訪れ、五十嵐広三建設大臣にダム計画の白紙撤回の陳情を行い、村の有権者の七五パーセントに当たる一三二一人のダム反対署名簿と陳情書を手渡した。

大臣の回答は「建設省としても検討してみたいが、県ともよく話し合っただけ」という抽象的なものだった。村は計画の撤回も含めて再検討されると受け止めたが、その直後に会った建設省坂本忠彦河川局開発課長は「建設省は白紙撤回など考えていない。でも、これで話し合いの糸口ができた」と理解している」と言った。

一方、このころ村内には、県や建設省の話聞いた上で賛成、反対を議論しようという「対話の姿勢」を主張するグループが次々と名乗りを上げていた。新グループは木頭振興会（要明幸会長、約一〇〇人）、細川内ダム研修同志会（小薮則保会長、約七〇人）木頭村の将来を考える会（大城益夫会長、二〇人）の三団体で、中には大学の講師を招き、勉強会を企画しているグループもあった。また、水没地区住民で組織されている細川内ダム対策研究会（中山五三一会長、四四人）は、ダム調査事務所が四月に工事事務所に格上げされたのに伴い、「細川内ダム対策協議会」と改名し、対応することになった。これらの動きに対し、既存の絶対反対グループも県内全域を対象とした活動を活性化させ、村内はダムの是非をめぐりこれまで以上の論議が展開される状況となっていた。

九月二十六日、徳島県知事選挙が執行され一八万票余を獲得した圓藤寿穂が初当選した。

平成五年十一月十八日、細川内ダム計画を推進する県と反対する村のトップ会議が木頭村において実現し、県から圓藤知事、山中土木部長ほか三人、村は藤田恵村長、藤田堅太郎助役、岡崎格一収入役、久米登議長、名蔵智副議長が出席した。知事が村を訪れたのは実に三年八か月ぶりのことだった。

村長は村内の有権者一三二一人から集まったダム建設反対の署名を添え、ダム建設計画の白紙撤回、水没予定区間

で未改良になっている国道一九五号の二車線化を改めて陳情した。さらに「細川内ダムになぜ反対するのか」という村の資料を基に、住民と川の結び付きや村議会の決議という地方自治体の決意の重さを説明した。午後はダムサイト建設予定地や水没地区を視察し、午後二時半から村議九人（一人欠席）との意見交換に臨んだ。

これらの会談は終始円満冷静に進み、知事は話し合い継続中の現地調査凍結を打ち出し、両者は協議を続けることで合意した。

「那賀川を守る会」や「細川内ダム反対同志会」などの反対派グループもゆずの収穫で忙しい時期にもかかわらず、この日朝から自発的に集まりダム反対の鉢巻き姿で知事を出迎えたが、感情的な反対運動はせず村と村議会に交渉を任せていた。一方、中立派の住民団体は、予定された日程が終了後、知事に細川内ダム事業計画の積極的な情報公開を求める要望書を手渡した。また、水没地区住民でつくる「細川内ダム対策協議会」のメンバーは、この日は、静観していた。

地方自治権を求め、自らの手でダムの問題を解決しようとして村民達は、知事との話し合いによる円満な解決への期待を持ち続けていた。

第六章 本格化するダム反対運動

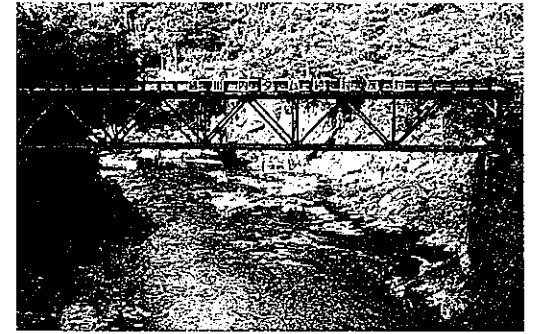
平成五年十一月二十九日、藤田村長は久米村議会議長等と共に大蔵省を訪れ、策定中の平成六年度予算大蔵原案に細川内ダム建設事業費を計上しないように要望した。先の県知事と村長のトップ会議を受け、知事の現地調査を凍結するとの確約に従った行動だった。これに対し、同省主計局の香川俊介主査は「すでに事業費計上の要求が出ている



村の至る所に立てられたダム反対を訴える幟
(平成5年)

平成六年五月、藤田村長は『毎日新聞』(平成6・5・7)のインタビューに答え、「今後の反対運動について、全国で同様の課題をもつ団体とお互いの連絡ネットワークをつくり、運動を広げていく必要を感じている。県内では吉野川の河口堰建設を問題にしている住民グループと提携していきたい」などと抱負を述べている。事実、これに先立つ二月十三日には、東京九段会館で開催された長良川大言論大会に村長が参加し、協力を要請していた。

ダム建設の当初の計画が持ち上がって、すでに二〇年以上の歳月が経っている。村内では反対派の統合による求心化、村外では外部との連携による運動の拡張化、いわば両面の戦略によって、ダム反対は本格化への一歩を踏み出しつつあった。



南川橋に設置された「細川内ダム絶対反対」の看板 (平成5年)

ので、建設省・県と検討したい」と答えただけであった。

村や県や国の溝は一挙にはななかったが、わずかずつ外堀から埋められていく兆候が見えていた。一例は十二月三日知事が東京で行った県出身国会議員向けの平成六年度重要望事項説明会で、「現地でのボーリングは地元の理解がないとできない。建設省にも強行しないように申し入れている」点である。これをうけた自民党の井上章平参議院議員が、「建設省は強行手段を取らない」とダムは国も慎重に計画をすすめていく方針であることを示した。『読売新聞』平成5・12・4)。

さらに並行して河口堰やダム建設計画の見直し機運が少しずつ醸成されつつあった。八月に長く続いた自民党政権が細川内閣に交代し、長良川河口堰完成後の堰の使用について五十嵐建設相が「白紙」の姿勢を示すなど大きな変化が現れ始めていた。

平成六年一月、村は県とダム問題で協議に入る前提として、条件を二十四日に村を訪れた上浦一男県河川課長に藤田村長が示した。それによると、協議に入る前提条件は、ダム建設工事事務所の撤去、ダム建設計画を最重要望事項からははずすこと、村の了解がない限りダム関係地権者と直接交渉をしない、国道一九五号の水没予定区域の早期改良、などとなっている(『朝日新聞』平成6・1・28)。

三月になると、村内のダム反対運動が一本化し、本格化する動きを見せ始めた。同月二十七日夜、和無田の文化会館で村のダム反対同志会が「統一総会」を開いた。これまで地域ごとに活動してきた村内六つのダム反対組織を一つにまとめ、「木頭村ダム反対同志会」が発足した。平成四年の村議リコール運動から一部のグループでは活動を再開

していたが、この統一総会を機にダム問題の沈静化とともに休眠状態となっていた組織の掘り起こしを図り、運動を強化していくねらいからだった。村民約三〇〇人が入口で渡された「絶対反対」の鉢巻き姿で出席し、事業計画を決めるとともに「細川内ダム計画反対」の大会宣言を採択した。

平成六年度の事業計画として大会で決定されたのは、高知県の大渡ダム、早明浦ダムの調査研究、街宣カーやピラの配布などによるアピール、ダムのある全国約三〇〇の町村を対象にしたアンケート調査などであった。会長には田村好を選び、藤田村長、久米村議会議長も顧問に就任した。また、約五五〇〇人の会員がいる「那賀川を守る会」(会長高石康夫)と連携して運動を進めることにした。

第七章 再開された県と村の話し合い

平成六年六月二十日、先の知事と村長のトップ会談を受け、県と村の第一回意見交換会が「細川内ダムの必要性について」をテーマとして開催された。場所は徳島市内の徳島プリンスホテル、出席者は、県から岡藤知事、幸田企画調整部長、山中土木部長、上浦土木部次長、木頭村から藤田村長、藤田助役、久米議長、大澤夫左二産業建設委員長だった。

県は、那賀川流域の特性である急勾配、洪水の流出の早さ、過去の洪水被害などの数値を上げながら説明し、全国並みに百年に一度の洪水に対処できるようにするには、河川改修と共にダム建設が必要と主張した。また農業、工業用水等を担っている那賀川の渇水問題や水道用水としての新規需要があることを取り上げ、流域住民の生活を守るのが知事の使命であり、県南全体の発展という県益からダムは不可欠と主張した。

一方、村は、ダムで洪水調節をするというが、それはまったくの机上の空論であるとし、県が説明したデータの詳細を提供するように要求した。既存のダムでさえ管理ができていない、洪水の原因は森林行政にもある、ダムによって発展した例はこれまでにない、村としては自然の中で村づくりを進める道を選ぶと主張した。同じ席で県から水没予定者と話し合いたい旨の発言もあった。村は、ダムの必要性を議論している段階でその要請はおかしいと強く反発する場面もあり、議論は平行線をたどった。

平成六年七月四日の県議会代表質問で知事は、ダム建設問題について「村民とも直接、話をしていきたい」と述べ、再び水没予定者等を想定した交渉の検討を口にした。知事の意向表明の背景には、七月三日付で水没予定地区三世帯のうち二六世帯で作る「細川内ダム対策協議会」や、「木頭振興会」などダム建設計画に穏健派とされる三団体が、県議会に陳情書を提出し、県に対し水没予定地区住民に対して積極的な情報提供を初めて公式に要請していた。

藤田村長は、知事の発言に強く反発。村民を代表する村長や議会を飛び越える直接対話は、民主主義を無視するもので、今後、県との話し合いには応じるが、話し合いは一からやり直したと憤り、知事発言の撤回を求めた。知事側は、水没予定地区の人たちが困っている事実があるとし、この措置は県と村の意見交換に影響はないと反論している。

平成六年七月二十二日には、村内の水没予定世帯を対象にした県と建設省による説明会が村内で開かれ、「細川内ダム対策協議会（松本利夫会長）」の約二〇人が出席した。席上、担当者がダム建設のPRパンフレットなどの資料を配布し、治水・利水でのダムの必要性、水源地対策特別措置法（水特法）による地域振興策、用地買収の手順などを説明した（『毎日新聞』平成6・7・24）。

さらに那賀川下流域の阿南市、小松島市、那賀川町、羽ノ浦町の二市二町で、ダム建設促進期成同盟会の設立準備が進み既に四市町長の連盟で県議会に建設促進を訴える陳情書を提出していた。村長は阿南市役所を訪ねて抗議している。

県は二十四日付の新聞五紙に、細川内ダムの推進PR広告を出した。知事は「多くの人に細川内ダムの理解を求めするため、県として活発にPRしていく」と述べ、今後もメディアを使って、ダム推進のPRをしていく考えを述べた（『朝日新聞』平成6・7・26）。

このように、第一回交換会以降県と村は平行線をたどるところか、上流と下流の地域分断、村内の分断、PR戦術といった県や建設省による攻勢が続いたのである。

第八章 亀裂を深める第二回意見交換会

平成六年八月二十四日になって、県が木頭村の湯桶谷の治山えん堤工事の指名競争入札で、村内業者の指名を取り消していたことが判明した。藤田村長は、藤田助役らと共に県庁の平野久治農林水産部参事を訪れ、抗議した。村に何の連絡もなく指名を取り消すのはおかしいと県の姿勢を批判した。

平野参事はえん堤事業に対する村の意見を確認するために業者の指名を取り消し、入札を延期した。圧力をかけたわけではないが、配慮に欠けていたと、業者指名のやり直し、入札の実施を約束した。今件で『徳島新聞』の取材に応じた松田副知事は、「農林水産部の独走だった」と応えている。安丸農林水産部長は、「独自で判断したことについては、技術的な問題なので特に他の部局などへの相談は必要ないと考えた」と応じている。

第二回の意見交換会は平成六年八月三十一日、木頭村文化会館で開かれた。

県の出席者は圓藤知事、幸田企画調整部長、山中土木部長、平野農林水産部参事、村からは藤田村長、藤田助役、久米議長、大澤産業建設委員長が出席した。

村内業者指名打ち切り問題があったせいか、意見交換会は最初から騒然とした雰囲気にも包まれていた。会場前にはダム反対同志会のメンバーが鉢巻きを締めて待機し、むしろ旗やプラカードのほりがずらりと並んでいた。

反対派住民や報道陣をかき分けて会場に入ろうとする知事に対し、罵声が飛び、一瞬知事が顔を引きつらせる光景もあった。立ち見の傍聴人や村民らの多くが鉢巻きを締めていることに県が反発、村当局が村民に鉢巻きを外すよう説得、一五分遅れで始まった会話は、お互いの主張をぶつけ合うことが激しく場内に響くだけで、前回から繰り返

してきた平行線を埋めることはなかった。ダム以外の方法で治水、利水をと主張する村、ダムによる大洪水への備えが必要とする県は、理解し合うどころか「対立」をあらためて印象付ける結果となった。

この会談の直後、県によるいくつかの行動が見られた。

一つは、圓藤知事が十月に開く予定の第三回会談を打ち切りたいとの意向を明らかにしたことである。理由は議論が出尽くしたこと、第二回の会談で第一回以上のものが出なかったことなど、双方の意見が平行線をたどると認識を持ったからである。これに対し、藤田村長は二十数年続いてきた問題をわずかに二、三回の意見交換で済ませようという知事の態度を批判した（『毎日新聞』平成6・9・6）。

もう一つは、県がダムの必要性をPRするパンフレットを木頭村全戸に送付したことである。「細川内ダム 那賀川流域と水源地域の未来」と題されたパンフレットは、県と四国地方建設局細川内ダム工事事務所が作成したものである。県は賛成、反対を問わず、ダムの必要性を村民に理解してもらうためと言っている。村は数字の出所もはっきりせず、内容が正しいかどうか分からない資料を配布するのはおかしいと反発を見せた。結局、PRパンフレットは反対派のメンバーが回収することを決め、数日後に回収分を県に送り返した。

こうした付帯的な出来事を含めても、村と県の会談は亀裂を深めていくばかりだった。

第九章 第三回目のトップ会談へ

平成六年九月の終わり、ダム建設計画に反対するダム予定地所有者がダム調査関係者の立ち入りを禁止する立て看板の設置を開始した。ダム建設計画のための測量やボーリング調査に地権者の承認が必要で、看板によって建設省や

県に反対の意思表示をするためである（『毎日新聞』平成6・9・28）。ダム反対の動きが周辺に広がる出来事もあった。

平成六年十月一日、那賀郡上那賀、相生、鶯敷三町の住民が丹生谷地区全域でダム反対を訴える住民組織「細川内ダム反対草の根同志会」を結成した。丹生谷のほぼ全域にまたがるダム反対の住民組織は初めてのことだった。

一方県は、水没地区の住民を対象にした「生活再建相談所」（仮称）を設置する方向を発表し、年内にも着工することを明らかにした（『読売新聞』平成6・10・13）。

これに対し、藤田村長らが十月二十六日建設省を訪れ、野坂浩賢建設相に細川内ダム計画の中止を陳情し、生活再建相談所の設置計画撤回を要求した。続いて、十一月四日には圓藤知事が同建設相に細川内ダム建設促進を陳情し、生活再建相談所は水没予定地区住民の要望があり、予定どおり年内に着手したいと従来どおり進める計画であることを明らかにした。建設相は、木頭村長への回答と同様、「県と村の間でよく話し合いをしてほしい」と述べるにとどまった。

平成六年十一月十六日、第三回目の村と県のトップ会議が県庁で開かれた。県からは圓藤知事、山中土木部長、幸田企画調整部長、村からは藤田村長、藤田助役が出席した。会談は過去二回の意見交換会での結果、一一項目について整理することから始まったが、依然として互いの主張は平行線を越える事態は起きなかった。加えて新たな対立点さえ浮上してきた。

その一つは、知事側から出されたダム建設を前提にした振興策案を提示する意向の表示だった。この振興策について、村長は村もダム抜き振興策を作っていると、振興策提示や説明を拒否している。

あと一つは、県が生活再建相談所設置の理解を求めてきたことであった。県は、水没予定地の村民から設置の依頼を受けていること、ダム建設とは切り離して生活再建の相談に乗る施設が必要であること等を主張した。これに対し

て村長は、村としても水没予定者との話し合いを行っている、相談所の必要があれば村が設置する等とし、設置を強行すれば、阻止に実力も行使するとまで強い拒否の姿勢を示した。

意見交換の後にはダム建設計画に関する資料の提示を村が県に求め、今後の話し合いを継続する方向で合意したが、前回のトップ会議から取り立てた進捗は見られず、平行線をたどる状態が続いた。

平成六年十二月二日、再開された県議会で自民党の四県議の一般質問に答え、圓藤知事はダムの建設を前提にした地元振興策の骨子を明らかにし、近い段階でこの振興策を村に示す意向を表明した。

また県議会総務委員会で県は今後の木頭村との話し合いを事務レベルに引き下げた状態で進めたい意向を示している。さらに十二月九日、これまで進めてきた振興計画を村に提示するため、県の木村正裕政策企画監と出口明夫河川開発対策監が村を訪れ、七五事業からなる計画の素案を手渡そうとした。しかし、村は受け取りを拒否し、村長自ら面談を拒んだ。

第十章 ダム建設阻止条例案と環境基本条例案

平成六年十二月十六日に開会した木頭村議会十二月定例会において、ダム反対の具体的手法を盛り込んだ全国でも初めての「木頭村ダム建設阻止条例」案と「木頭村ふるさとの緑と環境を守る環境基本条例」案が提出され、議員多数の賛成で可決された。「村環境基本条例」案を九月議会に提案していたが、継続審議とされていたものを今回撤回し、先の条例を一部手直し「木頭村ふるさとの緑と環境を守る環境基本条例」案として再提案したものである。

可決後に記者会見した藤田村長は、「ただちにダム阻止の実効性があるものではないが、自治権の主体としてダム

建設を阻止するための手続きを規定した意義は大きいと思う。今後はこの条例で定めたことを具体化し、ダム阻止に「つなげたい」と述べている。

他方、細川内ダム建設推進本部長の松田副知事は、この阻止条例に対し、木頭村の姿勢は一方的だとし、まだ県と村で話し合いを進めている最中に反対の意思表示をして条例という法的手段をとったことに遺憾の意を表明した。

また一方で、十二月十七日には県が先ごろ明らかにした県サイドの木頭村振興計画案の説明会が開催された。国・県の話も聞こうとの姿勢を打ち出している村内の細川内ダム対策協議会、木頭振興会、細川内ダム研修同志会、木頭村の将来を考える会の四団体が主催したもので、村民ら約一〇〇人が出席し、文化会館で県と建設省の説明に耳を傾けた。県は振興計画案の冊子を手渡し、「水没地域の住民の生活再建」「交通体系の整備」「産業の活性化」などについて説明を行った。

その席上出席した村民から、「村の財政的な負担についてはどう考えているのか」「ダム建設以後の振興計画は？」などの質問や「道路整備」や「老人ホームの設置」などを盛りこんでほしいなどの要望も出された。

この年、地元紙徳島新聞が読者から募集した「県内一〇大ニュース」の六番目に木頭村と県のダム建設を巡る対立が選ばれている。

第十一章 「村総合振興計画案」の提案

平成七年は、「細川内ダム生活相談準備所」の看板を相生土木事務所出原詰所（和無田）に掲げようとした県に対し、反対派村民らの激しい抗議で幕をあげた。一月五日、午前十一時、地元木頭村の同意が得られないまま看板を掲げようとした県の宮城正義河川課長に対し、詰めかけた約四〇人の村民はむしろ旗やプラカードを持って、看板設置を徹底阻止する構え。藤田村長と木頭村ダム反対同志会の田村好会長、那賀川を守る会の高石康夫会長が抗議文と抗議声明書を提出し、緊迫した雰囲気にも包まれた。ダム反対派村民と県関係者のにらみ合いが五時間近くも続き、結局この日県は看板設置は見送ったが、細川内ダムの水没予定者らを対象にした「細川内ダム生活相談準備所」を開設した。一方、建設省細川内ダム工事事務所も出原の同事務所木頭詰所に同日「細川内ダム相談連絡所」を開設している。

この騒動から一〇日余りして、一月十七日木頭村議会議員選挙が告示され、現職、新人が各五人、平成五年のリコール騒ぎで辞職した元議員五人のうち二人計二人が立候補した。内訳は、ダム反対派九人、柔軟派三人となっていた。同月二十二日投票、開票の結果は、現職五人、新人三人と高石利一ら元議員二人が当選し、うちダム反対派は、八人と多数を占めた。有効得票総数一六一五票のうち、反対派九人の得票総数は一二九二票で八〇パーセントを占めている。国や県のダム政策に対し、村民が改めて、「ノー」の意志を見せたのである。

藤田村長を中心にしたダム反対の動きを信任した村議会選挙結果だったが、その後の動きは一挙に新たな進展を見せることなく、村と県や国の間の遅々とした動きが続いていく。

以前から村が求めていたダム建設に関わる資料の提供と説明会が、平成七年七月になってやっと実現した。資料は村が事業主体の建設省、県に公開を求めていたもので、二十七日、県庁で村から藤田助役ら、建設省から松本細川内ダム工事事務所長ら、県から宮城河川課長ら計一七人が出席して行われた。

建設省の細川内ダム工事事務所長による説明の概略は、流域の降雨量実績から確率評価によって一〇〇年に一回の割合で起きる洪水流量を算出したこと、那賀川治水基準点における基本高水流量を毎秒一万一二〇〇立方メートルとしたことなどから、長安口や細川内ダムなどの上流ダム群で毎秒二二〇〇立方メートルを調節する那賀川の治水計画

を公表した。上流ダム群による洪水調節では、長安口ダムで毎秒約三〇〇立方メートル、細川内ダムで同約一五〇〇立方メートル、それ以外のダムで同約六〇〇立方メートルを削減する方針を示し、治水計画で「細川内ダム等」とされている細川内ダム以外のダムの降水調節規模を初めて明かしたのである。

一方、村ではダムに依存しない「村総合振興計画案」を村議会六月定例会に提出していたが、第三セクター企業の設立をめぐり、議員側の反対が強く、八月四日の本会議最終日に計画撤回を行っている。計画案は「ダム建設阻止への取り組み」と「雇用の場を確保し、地域の活性化を図る第三セクター企業の設立」を二本柱にしていたが、本会議で「第三セクター方式は資金面や採算面で成功のめどはない」と難色を示す意見があり、議事が空転、七月二十九日が会期末だったが延長していた（『読売新聞』平成7・8・5）。

平成七年六月末、野坂建設相はダムや堰に対する評価システムを新設する方針を決め、「ダム事業審議委員会」の設置準備に入ると発表し、七月には、設置・運営要領を各地方建設局長などに通知した。四国地建局長は、圓藤知事宛に委員の推薦依頼書を送付し、できるだけ早い推薦を要望した。

これをうけて、八月十八日、県は藤田村長に「細川内ダム事業審議委員会」の委員に加わるよう、正式な申し入れを行った。村長は、委員選任は公平とは言えず、県寄りの人を選んでいると受け入れを拒否している。

以降も県から審議委員就任の要請が再三村長に対して続いたが、辞退の意向は変わらなかった。県内ダム反対の七団体でつくる「細川内ダム建設反対県連絡会準備会」は、二十三日、「不公平な人選」と反発している藤田村長の理解の得られるよう慎重に委員を選ぶべき、とする意見書を県に提出した（『毎日新聞』平成7・8・24）。

県議会では委員会発足について、土木部長は県民のコンセンサスが必要で、こちらから時間を限るべきではないと語り、四国地方建設局長は、村長と議長の参加がない限り審議委員会を設置しない方針を明らかにしている。

こうした国、県、村による綱引きが行われる半面、県内から全国へ広がるダム見直しの支援が見られた。県内では

ダム建設に反対する七住民団体（木頭村ダム反対同志会、那賀川を守る会、細川内ダム反対草の根同志会、細川内ダム建設に反対する徳島市民の会、細川内ダムに反対する那賀川下流域住民の会、細川内ダムを考える日和佐の会、木頭村のダム問題を考える海南の会準備会）が参加した「細川内ダム建設反対県連絡会」の結成総会が、十月一日、木頭村の文化会館で開かれた。活動計画として、

- ①ダム予定地での一坪地主運動や立ち木トラストなどで、建設に反対する木頭村と同議会を支援する。
- ②吉野川流域の自然保護団体などにも呼びかけて、反対の輪を広げる。
- ③反対運動をフランスの核実験反対アピールのように世界的なものにするなどを採択した（『朝日新聞』平成7・10・2）。

そのほか、鎌倉市に住む翻訳家政野淳子がパソコン・ネットワーク通信を利用して、「ダム日記」を発信したのもその一つだろう。ニフティサーブの掲示板を利用し、村と建設省との綱引きなど、県外で見られない情報や問題点を全国に情報発信した。首都圏に住むジャーナリストや主婦らで「木頭村の未来を考える会」を結成し、情報を交換し合うフォーラムに発展していった。

平成七年が押し詰まった十二月五日、会計検査院による一つのデータが公表された。その内容は、細川内ダムの調査費が四三億円の無駄使いであることを指摘していた。建設省や水資源開発公団が計画している全国六か所のダム、河口堰が地元の反対などで調査費がついてから二八年―一八年たっても着工できず、調査費など計約八五〇億円が無駄になる可能性がある」と報告した。

さらに十二月二十二日の村議会定例会で、修正後の「村総合振興計画案」が提出され、長時間の激論の結果、賛成五、反対四の小差で決定した。

第十二章 ダム促進の攻勢と着実な振興計画の実施

「細川内ダム建設反対」への幅広い支援が広がる中で、ダム促進への働きかけも依然として衰えることがなかった。

その一つは、平成八年二月二十一日、那賀川下流域の二市二町でつくる「細川内ダム建設促進期成同盟会」（会長・野村阿南市長）の首長らが木頭村を訪ね、藤田村長と細川内ダム問題について初めて意見交換した。

意見交換会には同盟会の野村阿南市長、小泉那賀川町長、生野羽ノ浦町長、佐藤功小松島市第二助役、藤田村長が出席した。

村長は那賀川の既存ダムの堆砂問題、治水・利水両面でダムの必要性を裏付ける理論がないなど、計画反対の村の立場を説明した。同盟会側は、下流域の出水による消防の出動が昭和四十五年から延べ約七〇〇〇人に上ったこと、昨年の洪水で約三六億円の被害が出たことを報告し、ダムは治水、利水の両面で必要だと説明、さらに支援策として、七項目にわたる案を提示した。また下流域での意見交換会の開催や流域一市七町村による那賀川を考える話し合いの場の創設などを呼びかけた。これに対し、村長は「話し合いは賛成。しかし、国、県のダム計画凍結や同盟会の建設推進働きかけの中止が前提にないと難しい」と慎重な姿勢を示した。両者による初の意見交換会は互いの溝が埋まらないままだった。

もう一つは、同月県が発表した平成八年度の一般会計当初予算案である。「朝日新聞」（平成8・2・24）によると次のとおりである。

細川内ダム関連では、国直轄事業負担金五千六十二万円（国の新年度予算の建設事業費四億円の一部負担分）▽国から予算の委託を受けて水没予定者に対する生活相談所設置や先例地視察をする「生活再建対策」に三千八百万円▽村での勉強会開催や広報活動などに充てる「木頭村振興支援対策」に三千万円がついた。

細川内ダム建設反対県連絡会（大栗丸人代表世話人）も、平成八年二月二十九日、県の来年度予算案のうち国からの執行委託分を含めた細川内ダム関連予算六八〇〇万円を取り消すよう県知事に申し入れた。

この年、「村総合振興計画」の一環であった第三セクター設立が平成八年度の予算として三月定例会に提案された。ダム抜き村総合振興計画に沿ったものとして、村おこしや雇用の確保などを行う第三セクターとして位置づけられている。三月十八日の村議会でも予算案が通過し、振興計画の第一歩が踏み出された。

同年八月二日から、水を巡る諸問題を話し合う「第十二回水郷水都全国会議・徳島大会」（同実行委員会主催）が徳島市内で開かれた。三日、県内外から八〇〇人以上が集まり、六分科会に分かれ討論に入った。藤田村長は「川と山村」をテーマにした第二分科会で、前年に策定した「ダム抜き振興計画」を紹介したほか、アメリカで学んできた情報公開の実情や建設途中で中止した事例などを紹介し、ダムを造る時代でないと訴えた。

この大会では、木頭村の「立ち木トラスト運動」も発表された。これは「細川内ダム建設反対県連絡会」がダム建設計画による水没予定地に生えている樹木を買い取る運動で、建設計画への強い反対姿勢の表示と計画阻止へつなげる意図を持っている。この運動への反応は県内外から三四九人計五一一本の申し込みがあった。立ち木は一本一〇〇〇円で平成八年度中に全国から二〇〇〇人のオーナーを募集することを目標にした。この目標は、半年も経ずして達成され、その後も取り組みが進み、最終的には三六〇〇本を超えている。

第十三章 新たな展開の糸口が見えてきた

平成八年も最後の月になって、二つの大きな出来事が起きた。

第一はすでに実施計画調査にある水原ダム（福島市）、日橋川上流総合開発事業（福島県会津若松市、猪苗代町、河東町）、伊久留川ダム（石川県鳥屋町）の三ダムについて、建設省が計画を中止することを決めたことである。ダムの計画段階での中止は今回が初めてだった。これまで投じた調査費は約一八億円に上るが、当初の予定どおり利水需要が見込めないことが最大の理由だった。

第二は、平成九年度政府予算の大蔵原案内示で、細川内ダムの予算額は建設省の要求どおり四億円が認められたが、予算費目が「建設事業費」から「実施計画調査費」に格下げされたことだった。格下げはダム事業始まって以来の異例の措置だった。

この事態を受けて、県側にもわずかだが変化が見られた。木頭村長らの反対で未設置となっていた「細川内ダム建設事業審議委員会」について、来年八月までに審議委員の人選見直しなどの打開策を県知事が明らかにした。木頭村長とも話し合っており、早期開催への打開策へ就こうとした。

平成九年一月、「細川内ダム建設促進期成同盟会」に対し、県内八つの住民団体（従来の七団体に「細川内ダムに反対する小松島市民の会」が後に加わる）でつくる「細川内ダム建設反対県連絡会」は二十九日、阿南市役所を訪れ、「細川内ダム建設促進期成同盟会（会長阿南市長）」の解散を求める陳情書を野村阿南市長あて提出した。陳情書は、国の河川行政のあり方に転換の兆しが見え始めている現状から、同盟会は解散すべきだ、などとなっている。

国政の中央舞台でも大きな波紋が起きた。二月六日の衆議院予算委員会で、亀井静香建設相がダム審議委員会へ木頭村長の出席を促しながら、「牛のよだれのようにするとやるわけにはいかない。大臣在任中に結論を出したい」と語り、ダム建設の見直しも含めた柔軟な姿勢を示した。木頭村長は「白紙撤回がかなり期待できる」と評価し、建設反対派の「細川内ダム建設反対県連絡会」は「計画推進の姿勢が後退したとも受け取れる。反対の世論が強まっていることを認識した上での発言だろう」と高く評価した。一方の県・建設省は、「審議会設置を急げとの趣旨だろう」とし、両派の解釈は二つに割れていた。

こうした動きの中で、平成九年三月二日、久米登村議解職の是非を問う住民投票が実施され、リコールが成立している。前年十一月六日に「ダム反対を公約しながらダム推進にも手を貸そうとした」などを理由として、木頭村をよくする会（平野豊会長）から、前議長久米村議の解職を求めて署名集めをする申請書が選管に提出されてから、種々手続を経て約四か月後のことだった。

第十四章 現村長無投票当選による新局面

大きな節目を迎えていたこの時期にもかかわらず、一方では反対・賛成派の軋みが依然として尾を引いていた。反対派の木頭村議会は、平成九年三月十四日、「細川内ダム建設計画の白紙撤回要求と事業審議委員会への参加拒否決議」を賛成多数で可決している。亀井建設相が村長に審議委参加を求めている以上、村としての姿勢を明確に表明するためだった。

推進派の阿南市議会の建設委員会は、「細川内ダム建設に反対する議会決議を求める陳情書」を同市議会が建設促

進決議を可決していることを理由に審議せず、提出者の細川内ダム建設反対県連絡会に差し戻すことを決めた。

このさなか、任期満了に伴う木頭村長選挙が四月一日に告示された。村外から立候補の動きもあったようだが、結局、同日午後五時の立候補受付まで、現職の藤田恵以外の届出がなく、無投票で再選された。この再選でダム反対路線が今後も引き継がれることになり、村内外の反対派の動きに弾みがついた。

さらにリコール運動によって解職された村議の補欠選挙が四月六日に投・開票され、藤田村政を支持し、ダム建設絶対反対を掲げた無所属新人の女性候補株田ツヤ子が当選した。

平成九年四月十一日には、県知事と村長によるトップ会談が二年五か月ぶりに県庁内で開かれた。会談は一時間半にわたり非公開で行われた。主テーマはやはり建設省が設けるダム事業審議委員会への村長の参加であった。知事は、審議委員会が必ずしも建設を前提にしていない、那賀川の治水、利水、環境を代替案も含め幅広く審議する場と説明し、村長の参加を要請した。また人選問題で村長の意見を聞き、可能な限り反映できるよう努力するとも言った。

村長はこれに対し、「半数を村が選ぶのは当然」とし、村議会などと相談すると返答した。一方で建設省が国会議員に提出した資料などを示しながら、計画中止を強く要請した。人事案での県の譲歩はあったが、合意への道は遠く、村長は中止を繰り返し、県知事は参加への説得を繰り返すに終わった。しかし今後については、村の立場を理解してもらうために会談を継続する方向では合意して終わった。

その後のダム賛成派の動きでは、五月一日、阿南商工会議所による会報「ニュー阿南」が会員のほか木頭村の各戸にも配布されたことがある。細川内ダム特集号で、同ダムの必要性をPRしていた。同商工会議所は、流域住民として那賀川の現状や直面する問題点を過去のデータで示すことでダム問題の打開を図りたいとしたが、ダムに反対する木頭村民からは村民感情を逆なでする行為として反発された。村議会の細川内ダム建設阻止対策特別委員会は、五月

十五日、ダム建設促進の動きを強めている細川内ダム建設促進期成同盟会や阿南商工会議所など、流域の首長、各種団体に抗議文を送付した。

さらに五月十九日、細川内ダム建設促進総決起集会在阿南市富岡町の阿南市民会館で開かれ、主催者発表で約二六〇〇人が参加した。会場周辺では木頭村の住民グループなどがスピーカーやビラによる反対の動きを強めた。

第十五章 ダム反対三十年間の闘いに光

平成九年八月二十六日、建設省による新たな動きが発表された。平成十年度予算の概算要求をまとめ、必要性や緊急性が薄れたとして日野沢ダム（岩手県）、乱川ダム（山形県）、満名ダム（沖縄県）など六つのダム建設の中止と、前の川ダム（香川県）、矢田ダム（大分県）など二一のダム建設費を来年度は予算要求せずに建設を休止し、細川内ダムは一時休止することなど、ダム事業の抜本的見直しを正式に発表した。財政構造改革で、来年度の公共事業費が前年度比で七パーセント減と大幅に削減されることに伴う措置であった。

四国地方建設局は、昭和四十七年から計上してきた実施計画調査費や建設事業費を予算に盛り込まず、代わりに「那賀川総合整備事業計画調査費」として今年度予算の一〇分の一の四〇〇〇万円の要求にとどまった。この発表に対し、藤田村長は同日の朝礼で「重大報告があります。細川内ダムは事実上の中止となりました」と職員に報告した。午後には広報無線放送を通じて村民に知らされた。

九月二十五日、村長は村議会定例会で、審議委員会への参加について、積極的に臨む意欲を表明した。「ダムが中止の方向であるなら、もう審議委に入る必要はないのでは」との議員の質問に、「事実上の中止は間違いないが、知

事が白紙の状態から議論するといっているのだから、こちらも約束どおり、審議委員会で決着をつける」と、その理由を語った（『読売新聞』平成9・9・26）。

同月二十八日に徳島県知事選が行われ、圓藤寿穂が他の候補を圧倒して再選を果たした。これを受けた十月二十三日、村議会ダム建設阻止対策特別委員会が開かれ、村長は、村長と知事のトップ会談を十一月二十日ごろ持ち、細川内ダム建設事業審議委員会の初会合を十二月二十日前後に開くことで県と合意したと報告した。

しかし、このトップ会談は十一月十七日、急きよ藤田村長が▽村長が選ぶ学識委員候補から、委員就任の確約が得られていない▽委員構成など全体の枠組みが県、村の間で固まっていないなどの理由で県に延期を申し入れた。村長は、審議委員会の枠組みめぐり、行政委員より学識委員を多くすべきと主張、これに対し県知事は「流域代表を抜きにした構成は考えられない」としている。村長は委員の人選は慎重にしたいとし、知事も意見調整の必要性を認識し、予定されたトップ会談の延長に踏み切った。

ダム反対に新たな光が見えてきたが、まだすっきりとすべてが解決されるには、いくつかの困難が待ち受けている。

第十六章 まだ継続するいくつかの難問

残る問題の一つにダム相談連絡所があった。平成十年二月の段階で、県議会水資源対策委員会は形を変えて継続する考えを示していた。しかし建設省細川内ダム工事事務所（阿南市見能林町、松本一珠所長）は、同省が翌年度の概算要求で同ダム予算をゼロとしたため、平成十年三月五日、平成七年一月から木頭村出原の木頭詰所に設置していた

ダム相談連絡所を閉鎖した。三月末で詰所も廃止されることになり、二五年近く同村にあった建設省の同ダム関連の事務所が姿を消すことになった。

細川内ダム事業審議委員会も依然として懸案事項に残っていた。前年に県と村のトップ会談で基本的に設置する結論が出されたが、この年三月末の段階でも委員構成の問題で互いの交渉が難航している。六月になっても、村長は県との意見調整は慎重に対処したいと語っていた。同年八月、圓藤知事は定例の記者会見で委員の構成などで譲歩する意向はないと表明し、村からの返事を待つしかないとの認識を示した。

この間、平成十年五月二十六日、学識経験者らで組織する「二十一世紀環境委員会」が、全国の環境保護団体などへアンケートした結果を公表した。委員会は、法政大学の五十嵐敬喜教授、沖縄大学の宇井純教授、ジャーナリストの筑紫哲也、アウトドア・ライターの天野礼子ら九人が呼び掛け人となって四月に活動を開始していた。中止・廃止すべき公共事業を四一都道府県から百か所選び、そのワースト一〇の第八位に細川内ダムが選ばれた。環境問題を重視する国民から細川内ダムが高い注目を浴びている証しだった。反面、九月になっても、阿南商工会議所と那賀川工業用水利水者協議会は建設相に対し、審議委員会の早期発足やダム建設の促進を訴えている。

こう着状態の中で別の動きが建設省から起きた。建設省は八月二十八日、ダム事業の必要性などを総点検した結果、水需要の見込みがなく別の治水策を探ることになった愛知県の矢作川河口堰（せき）など新たに七事業を中止・休止にすることを決めた。本年度から休止になっている一二事業を含め計一九のダム事業について平成十一年度予算の概算要求に計上しない。細川内ダムは本年度に引き続き一時休止となった。

第十七章 一時休止から中止勧告、そして中止決定へ

平成十一年一月二十四日、任期満了に伴い村議会議員選挙が行われた。一〇議席を一人一人で争う選挙だったが、開票の結果、当選者の内訳は現職八人、元議員一人、新人一人で、新人がトップ当選した。平成九年にリコールで失職した久米登元議員も返り咲いた。細川内ダム計画については、八人が反対派、二人が国や県の意見も聞こうという条件付容認派だった。

村に再び新たな変化が訪れたのは、平成十二年八月三十一日、自民、公明、保守三党が建設省に中止勧告した一〇の公共事業の中に、「一時休止」だった細川内ダムが含まれていることが分かってからだった。九月一日、建設省による正式の発表があり、これで村づくりの展望が開けると安堵する村民が多かった。しかし村長は、「完全中止」に至るまで断固たる姿勢を貫くと気を緩めてはいなかった。

村長は、九月二十二日に開会した村議会九月定例会で、先の与党三党の中止勧告にふれ、計画中止に追い込む意欲を改めて表明した。そしてこの日の議会終了後、藤田村長と高石康夫議長らが高松市の四国地建を訪れ、同事業評価監視委員会で中止決定されるよう求める要望書を提出した（『読売新聞』平成12・9・23）。

同日、阿南市議会の岩佐博文議長らが、やはり四国地建を訪れ、那賀川の治水、利水、環境の総合的な対策を講じるよう申し入れ書を提出した。県は、四国地建がダム審議委員会設置を断念したことに関し、県側から「ダム建設中止」を申し出ることはないとの姿勢を改めて示した。

十月十一日には建設省那賀川工事事務所の盛谷明弘所長が木頭村を訪れ、村長らから建設省が計画する細川内ダム



那賀川の清流（西宇・拝ノ久谷口）

について村の考えを聞いた。会議には、村から藤田村長、富田光夫参事と高石康夫村議会議長ら村議三人の計五人が出席した。冒頭、所長は翌十二日開催の委員会で建設省の対応方針を示すため、地元の意見をうかがいたいと述べた。村長は、「ダム中止は村民三十年来の悲願だ」と主張し、完全中止を求める要望書を手渡した。

平成十二年十月十二日、建設省四国地方建設局は、高松市内で開かれた同建設局事業評価監視委員会（委員長河野清徳島大名誉教授七人）の第二回会合で、与党三党から中止勧告されていた細川内ダム建設事業を中止する方針を示した。同委員会も中止が妥当との結論を出した。昭和四十七年に建設省が実施計画調査に着手して以来、約三〇年にわたって反対運動が続いた細川内ダム建設計画が事実上の中止に至った。

四国地建の佐藤河川部長は、記者会見の席上、十月十日に発足した『那賀川の課題と方向性を考える会』を核として、流域の中で治水、利水、環境について検討して欲しいと話した。

藤田村長は、細川内ダム中止の決定について心からの

喜びを表明し、計画したことを推進するだけだった建設省が村の要望を受け入れたことに謝意を表した。

圓藤県知事は、最終的な大臣の結論ではないとしながら、「ダム建設は事実上中止に大きく動いたと認識せざるをえない。長期にわたり水没予定地の住民や治水・利水関係者に心配をかけたことに心を痛めている。流域の治水、利水、環境対策の早急な立案に向け、最大限の努力をしたい」と語った。

一方、ダム建設促進期成同盟会の野村会長は、「流域の声が届かずに残念」というコメントを残した。阿南商工会議所の片山会頭は、「せっかく阿南に企業が来てくれたのに、このままでは企業が気の毒すぎる」と語った。最大利水者のある阿南市の企業は、「早急に代わりの対策を実施してもらえよう訴えていくしかない」と語った。下流域で農業用水の利水者は、「やむをえないかもしれないが、割り切れない思いだ」と述べた。

平成十二年十一月二十八日、扇千景建設大臣が細川内ダム建設事業の中止を正式に発表し、この問題に終止符が打たれた。この日は、木頭村民をはじめ、これまでこの問題に関わってきた多くの人々にとって、歴史に残る特筆すべき日となった。

細川内ダムに関する経緯（概要）

昭和四三（一九六八）年 三月	建設省が多目的ダムとして細川内ダムの予備調査を開始
昭和四六（一九七二）年 九月	ダム建設に反対する村民がダム対策同志会を結成
昭和四七（一九七二）年 四月 五月	建設省が細川内ダム調査事務所を開設（徳島工事事務所内） 建設省が細川内ダム実施計画の調査着手を発表
昭和四九（一九七四）年 四月 二月	県がダム建設推進対策班設置 木頭村議会がダム建設計画を含む村総合開発基本構想廃止決議。全会一致で自主解散
昭和五〇（一九七五）年 七月	木頭村長の諮問機関・木頭村ダム対策協議会発足
昭和五一（一九七六）年 一月 二月	木頭村ダム対策協議会がダム調査拒否の答申をする 木頭村議会が「細川内ダム建設計画白紙撤回要求」を決議
昭和五八（一九八三）年 七月	三木申三知事が木頭村を訪ね、細川内ダム建設への協力を要請
昭和六二（一九八七）年 二月	木頭村議会が「細川内ダム調査事務所撤去要求」を決議
平成二（一九九〇）年 三月	三木知事が木頭村を公式訪問。村長、議長らに細川内ダム建設への協力を要請
平成三（一九九二）年 三月	木頭村議会が「細川内ダム建設計画白紙撤回要求」を再決議
平成四（一九九二）年 二月	県議会が徳島経済同友会から出されていた「細川内ダム建設促進」の陳情を採択
平成五（一九九三）年 四月	国の細川内ダム予算が「実施計画調査費」から「建設事業費」に格上げされ、細川内ダム調査事務所も工事事務所に昇格 木頭村長選挙で藤田恵が初当選 木頭村議会が「細川内ダム工事事務所撤去要求」を決議 細川内ダム建設阻止対策特別委員会設置
六月	
九月	県知事選挙で圓藤寿穂が初当選

平成 六 (一九九四) 年	三月 六月 八月	細川内ダム建設反対の六団体が連合して「木頭村ダム反対同志会」結成 阿南市など那賀川下流域の二市二町による「細川内ダム建設促進期成同盟会」が設立 県と木頭村が徳島市内で第二回意見交換会 県と木頭村が徳島市内で第三回意見交換会 木頭村議会が村提案の「木頭村ダム建設阻止条例」と「木頭村ふるさと緑と清流を守る環境基本条例」案を可決
平成 七 (一九九五) 年	一月 六月 八月 一〇月 一二月	県が「細川内ダム生活相談所」を県相生土木事務所出原詰所(和無田)に設置 建設省細川内ダム工事事務所が木頭詰所(出原)に「細川内ダム相談連絡所」を設置 野坂浩賢建設大臣がダム事業を再評価するダム事業等審議委員会の設置を発表 県が村長に「細川内ダム事業審議委員会」審議委員就任を要請。村長は委員就任を拒否 ダム建設に反対する県内七住民団体が「細川内ダム建設反対県連絡会」を結成 木頭村議会がダムぬきの「村総合振興計画」案を可決
平成 八 (一九九六) 年	二月 六月	細川内ダム建設促進期成同盟会に属する首長らと木頭村長との初の意見交換会が木頭村で実施 県が村長に五度目の審議委員就任を要請。村長就任拒否の姿勢変わらず
平成 九 (一九九七) 年	二月 三月 四月	亀井静香建設大臣が衆議院予算委員会で「牛のよだれのようにするするとやるわけにはいかない。大臣在任中に結論を出したい」と答弁 木頭村議会が「細川内ダム建設の白紙撤回要求と事業審議委員会への参加拒否」を決議 細川内ダム予算が「建設事業費」から「実施計画調査費」に格下げ 村長と知事のトップ会談、審議委員会設置に合意できず

平成 一〇 (一九九八) 年	四月 五月	細川内ダム工事事務所が廃止され、那賀川工事事務所を開設 阿南市など那賀川下流域の二市二町が官民合同による初の「建設促進総決起集会」を開き 細川内ダム建設促進を決議 村長と知事のトップ会談で村長は審議委員会設置に八つの条件を提示 亀井建設大臣が、細川内ダム工事事務所の廃止を表明 村長と知事が会談し、審議委員会設置で合意
平成 一一 (一九九九) 年	六月 八月 一二月	建設省が平成十年度細川内ダム予算をゼロにし、計画の「一時休止」を発表 審議委員人選で調整がつかず、圓藤知事と村長の会談が延期 県と木頭村が委員構成で協議したが、合意できず
平成 一二 (二〇〇〇) 年	八月 九月 一〇月 十一月	細川内ダム建設早期白紙撤回」決議 村議会六月定例会で「細川内ダム建設早期白紙撤回」決議 圓藤知事が「審議委員会にこだわらず話し合いの場を」と発言 自民、公明、保守の与党三党が公共事業抜本見直しで、細川内ダム建設事業の「中止」を勧告 建設省四国地方建設局事業評価監視委員会が細川内ダムの是非について初審議 建設省四国地方建設局が事業評価監視委員会に対し、細川内ダム建設事業中止の方針を通達。同委員会が了承。 扇千景建設大臣が細川内ダム建設事業中止を正式に発表
平成 一三 (二〇〇一) 年	一月	村が細川内ダム中止報告会を木頭村文化会館で開催

※この特別編は、「新聞記事で見る細川内ダム計画」(木頭村)の各社新聞記事を参考にして執筆した。特に出典表示のない部分については、すべて「徳島新聞」の記事を参考に記述している。